

非常勤職員の勤務時間等に関する規則

〔平成 21 年 10 月 8 日〕
規則 第 10 号

非常勤職員の勤務時間等に関する規則（平成 10 年北但行政事務組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の勤務時間等に関する条例（平成 21 年北但行政事務組合条例第 4 号）において準用する豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 39 号）第 19 条に規定する非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員をいう。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 非常勤職員の勤務時間に関しては、豊岡市非常勤職員の勤務時間等に関する規則（平成 17 年豊岡市規則第 33 号）の規定を準用する。

（その他）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。